

高所得者の年金給付の在り方、 年金制度における世代内の再分配機能の強化

厚生労働省年金局
平成26年10月15日

目次

1 高所得者の年金給付の在り方をめぐるこれまでの議論	
・ 社会保障・税一体改革大綱 抄	… 3
・ 社会保障・税一体改革における経緯	… 4
・ 社会保障・税一体改革における国会での議論	… 5
・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律	… 6
・ (参考)高所得者に対する年金額の調整(クローバック)	… 7
・ 社会保障制度改革国民会議報告書 抄	… 8
○ 高所得者の年金給付の在り方に係る論点	… 9
2 世代間の再分配と世代内の再分配	
・ 公的年金制度が再分配に果たす役割	…11
・ 世代間の再分配(賦課方式を基本とした制度下での所得移転)	…12
・ 世代内の再分配(定額の基礎年金給付による再分配)	…13
・ 年金制度の再分配に果たす役割に関する分析	…14
3 高齢期の高所得者に対して税制や社会保障において適切な負担を求める対応	
・ 社会保障制度における高齢期の高所得者に適切な負担を求める取組み	…16
・ 公的年金等控除の仕組み	…17
・ 政府税調等における公的年金等控除等に関する議論	…18
・ 年金部会における高齢期の高所得者に関する議論	…19
・ 高齢者(男性)の賃金分布	…20
4 年金制度内部における再分配機能の強化	
・ 国民年金の構造	…22
・ 適用拡大が世代内の再分配に与える効果	…23
・ 年金制度と他の社会保険(医療・介護)との違い(イメージ)	…24
・ 現行の標準報酬月額の上限について	…25
・ 標準報酬月額の等級別分布(厚生年金、健康保険)	…26
・ 第1号被保険者の総所得金額の分布	…27
・ 主要国の保険料の賦課上限と給付への反映の方法	…28
・ アメリカのバンドポイントの仕組み	…29
・ イギリスの年金制度	…30
・ カナダのクローバックの仕組み	…31
・ 主要国における年金受給中に在職している場合の年金給付の取扱い	…32
・ 年金部会における再分配機能の強化に関する議論	…33
○ 検討に当たっての論点	…34

1. 高所得者の年金給付の在り方をめぐる これまでの議論

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）抄

はじめに

社会保障制度は、現在でも全体として給付に見合う負担を確保できておらず、その機能を維持し制度の持続可能性を確保するための改革が求められている。今後、人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である。

今後は、給付面で、子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていくとともに、負担面で、年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化していくことが必要である。こうした取組を通じて、世代間・世代内での公平を実現し、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代や、今後生まれてくる将来世代のために、国民の共有財産である社会保障制度をしっかりと維持し、引き継いでいかなければならない。

第1部 社会保障改革 第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

4. 年金 II 現行制度の改善

(2) 最低保障機能の強化

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

i 低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

(中略)

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○ (2)の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。

☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

社会保障・税一体改革における経緯

政府提出の年金機能強化法案(平成24年3月30日国会提出)

【低所得者等の年金額の加算】

- ・ 年金法体系での福祉的な加算
- ・ 月6,000円の定額加算(財源6,300億円)

※低所得者の範囲(住民税家族全員非課税等)、障害者等への給付等については、内容は政府案のまま、下記の年金生活者支援給付金法として成立。

【高所得者に対する年金額の調整(クローバック)】

- ・ 所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1,300万円相当)以上の場合には、基礎年金額の半額(国庫負担分)を支給停止。
- ・ クローバックにより生じた財源(700億円)は年金加算に活用

国会審議・三党協議

代替措置

削除

年金生活者支援給付金法(平成24年11月16日成立)

【年金生活者支援給付金】

- ・ 年金法の外の福祉的給付
- ・ 納付期間に比例した加算
- ・ 基準額月5,000円(財源5,600億円)
- ・ 所得の逆転防止のための措置

年金機能強化法(平成24年8月10日成立)

【高所得者に対する年金額の調整】

→ 削除 (附則に検討規定)

附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

※その他、受給資格期間の短縮(25年→10年)等は政府案のまま成立

社会保障・税一体改革における国会での議論

○衆議院議員(西博義君)(衆議院修正案発議者)

当初の政府から提案のありました低所得者に対する加算、言わば定額の給付ですね、この措置を年金の制度、年金の土俵の中で行うのかと、こういうことが一つ議論になりました。そういう中で、三党の協議の中で、年金というその財源の中で行うのではなくて消費税の中で行うという整理を一つさせていただいたと。しかしながら、この年金の加算は保険料を納めたときの約束とは異なるんじゃないかという、こんな議論があつて、定率ということについても様々議論がございました。そういう意味で、社会保険方式にはなじまないという結論を出しました。

今回、そういうことで、最終的には年金法の外の、先ほどお話があつた福祉的な給付というところで三党の合意がまとまったという経緯でございます。

第180回 参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 平成24年7月31日

○榊屋厚生労働副大臣(当時)

今委員が御指摘になりましたように、高所得者の年金額を、支給停止と今言われましたが、調整することについては、おっしゃるように、所得再分配機能を強める観点から議論が行われた結果、前の政権のときに、年金機能強化法案の政府原案において、低所得者に年金加算を行うこととセットで提案をされたという経緯がございます。

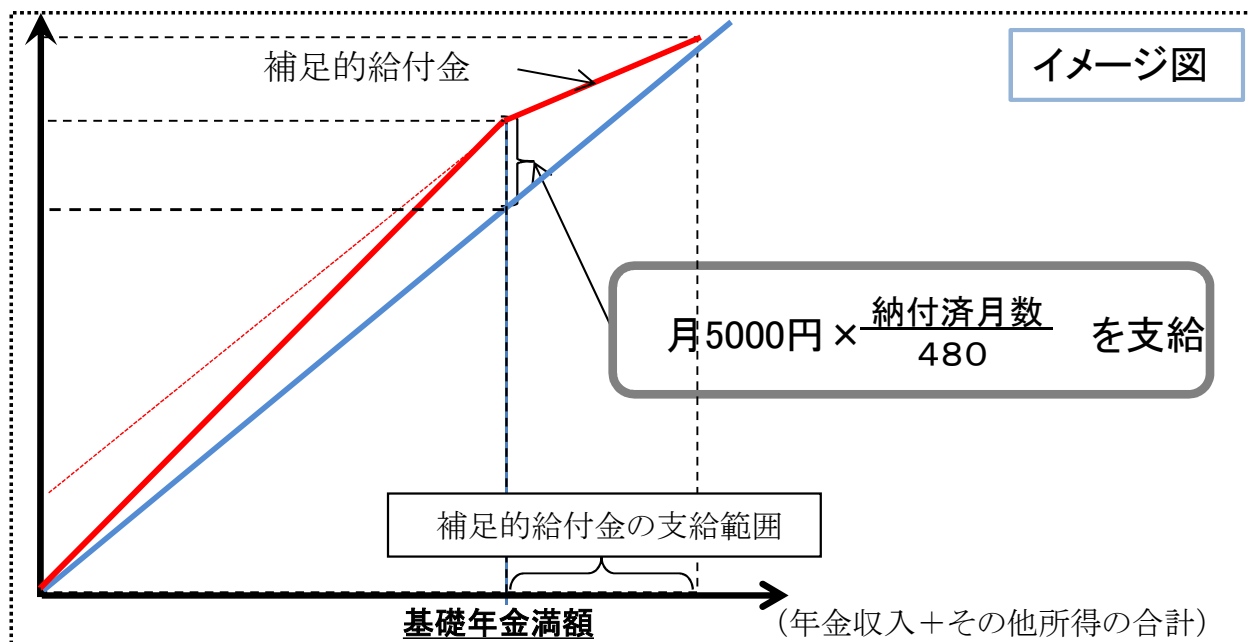
その後の話であります、この措置を導入した場合の影響について、三党で議論が行われました。先ほど大臣からも、現行制度の所得代替率の説明もございました。今の制度でも、相当、高所得者の所得代替率というのは低いんだ、こういう御説明もありましたが、さまざまな声がある中で、三党での議論では、高齢になっても比較的高額の所得が見込めるような者が、国庫負担相当分であっても年金額を減らされることで、保険料納付インセンティブに悪影響を与える、私が言っているのじゃありません、そのときの議論であります。それから、約束した給付が支払われないのは社会保険の原則に反するのではないかという懸念も示されたわけでありまして。

これらの三党協議の結果、高所得者の年金額の調整については法案から削除され、引き続き検討する旨の附則が置かれることになった、こういう経緯がございます。

第183回 衆議院・厚生労働委員会 平成25年5月22日

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給。→ 対象者:約500万人
(※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること(政令事項)
 - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給。→ 対象者:約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円))→対象者:約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給。



施行期日 :
平成27年10月1日

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(参考) 高所得者に対する年金額の調整 (クローバック)

- 政府提出の年金機能強化法案に盛り込まれていた『高所得者に対する年金額の調整』は、衆議院の修正で削除。成立した法律の附則で、検討規定が追加されている。

<政府原案に盛り込まれ、削除された内容>

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。
(注1) 所得550万円(年収850万円) : 標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
所得950万円(年収1300万円) : 標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)
(注2) 具体的な範囲は政令で定める予定。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場合の
国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、支給停止は行わない。

所得550万円
(年収850万円)

所得950万円
(年収1300万円)

0.6% (約16.2万人) 0.3% (約8.1万人)

支給停止

<成立した法律の附則の検討規定>

- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)
附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）抄

第1部 社会保障制度改革の全体像

3 社会保障制度改革の方向性

(2) すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み

上述のように、「21世紀型(2025年)日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。

その際、全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要がある。

また、世代間の公平だけではなく、世代内の公平も重要であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである。

第2部 社会保障4分野の改革

Ⅲ 年金分野の改革

3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能(防貧機能)を強化する改革に向けて

(4) 高所得者の年金給付の見直し

マクロ経済スライドの発動による年金水準の調整は、中長期にわたって世代間の給付と負担のバランスを図ることを通じて、年金制度の持続可能性を高めるものといえる。このことを考慮すると、今後は、年金制度における世代内の再分配機能を強化していくことが求められる。

この点に関して、当初一体改革関連法の内容の一部として提案された、高齢期の所得によって基礎年金の国庫負担相当分に係る給付を調整する規定については、三党協議を踏まえた修正に伴い、検討規定に移されることとなった。

世代内の再分配機能を強化する観点からの検討については、この検討規定に基づく検討のみならず、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべきである。 一体改革関連法には年金課税の在り方についての検討規定も設けられており、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべきである。

また、これに併せて、公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置の存在により、世帯としての収入の多寡と低所得者対策の適用が逆転してしまうようなケースが生じていることが指摘されており、世代内の再分配機能を強化するとともに、給付と負担の公平を確保する観点から検討が求められる。

高所得者の年金給付の在り方に係る論点

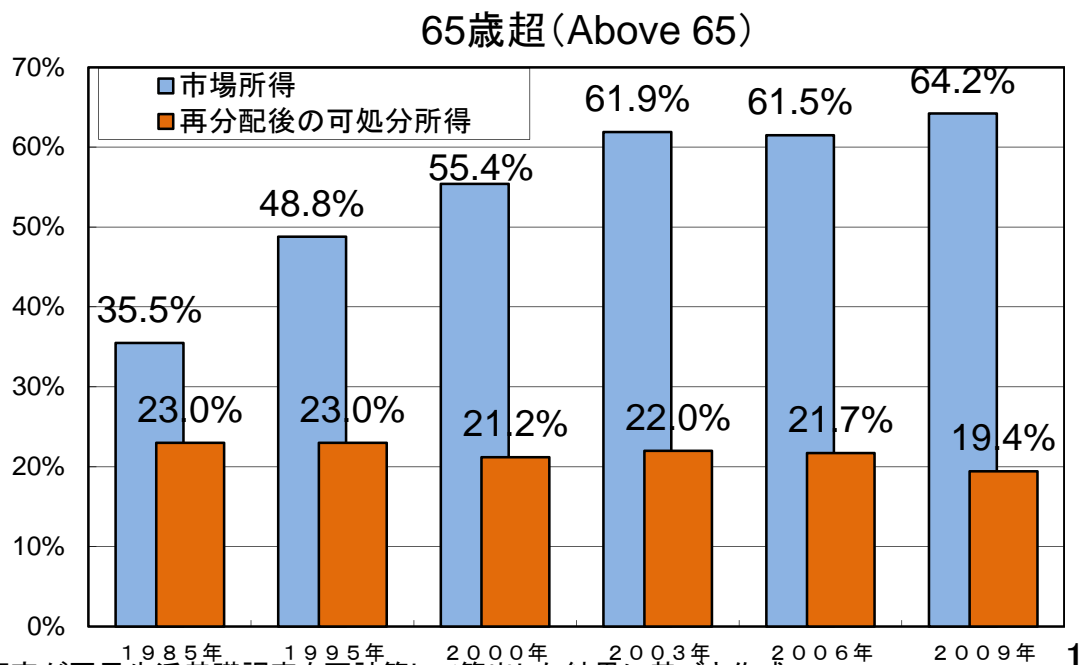
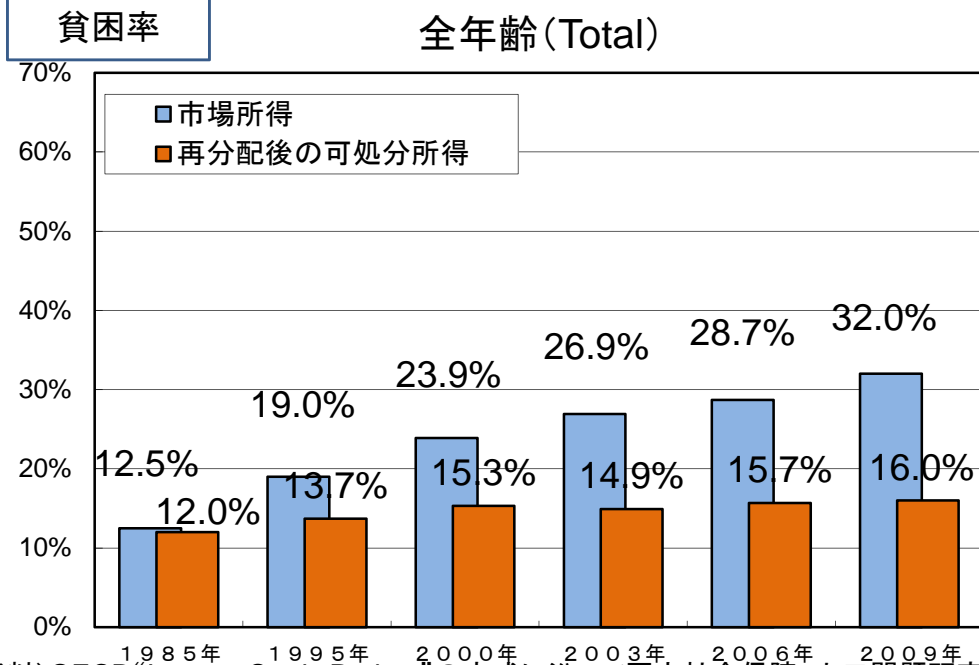
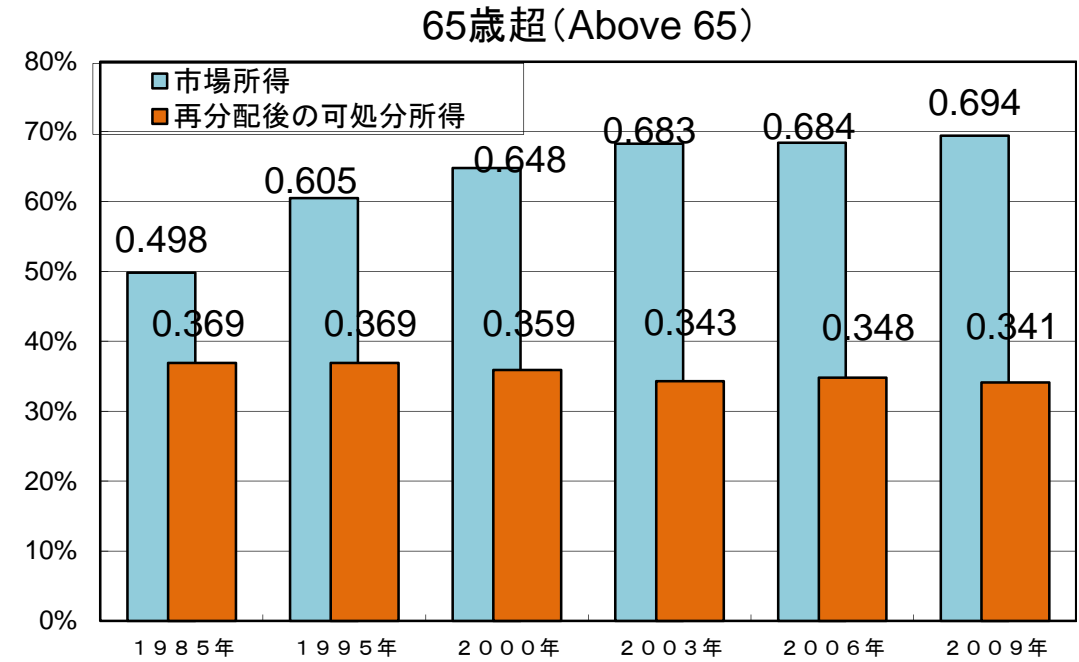
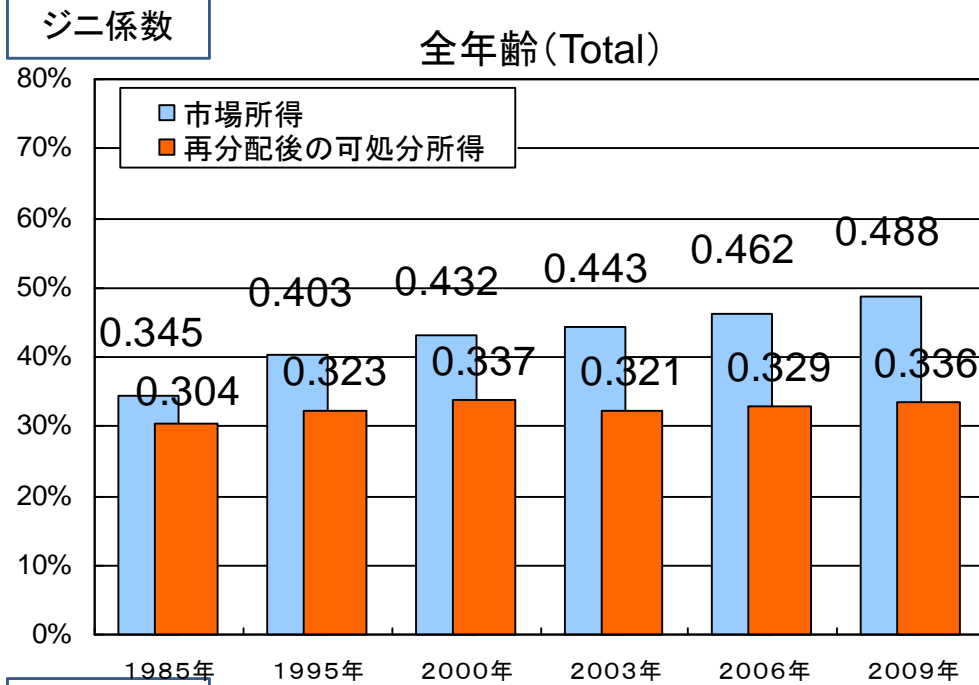
高所得者の年金給付の在り方をめぐるこれまでの議論の経緯等を踏まえると、この問題を単に高所得高齢者に対する年金給付の在り方の問題としてとらえるのではなく、年金制度における世代内の再分配機能の強化という問題ととらえ直した上で、論点を以下のように整理できるのではないか。

- 年金給付も含めた所得全体について、税制や社会保障において適正な負担を求めることで対応すること
- 事前の備えとしての年金制度内部において再分配機能を強化すること及びその対応策

2. 世代間の再分配と世代内の再分配

公的年金制度が再分配に果たす役割

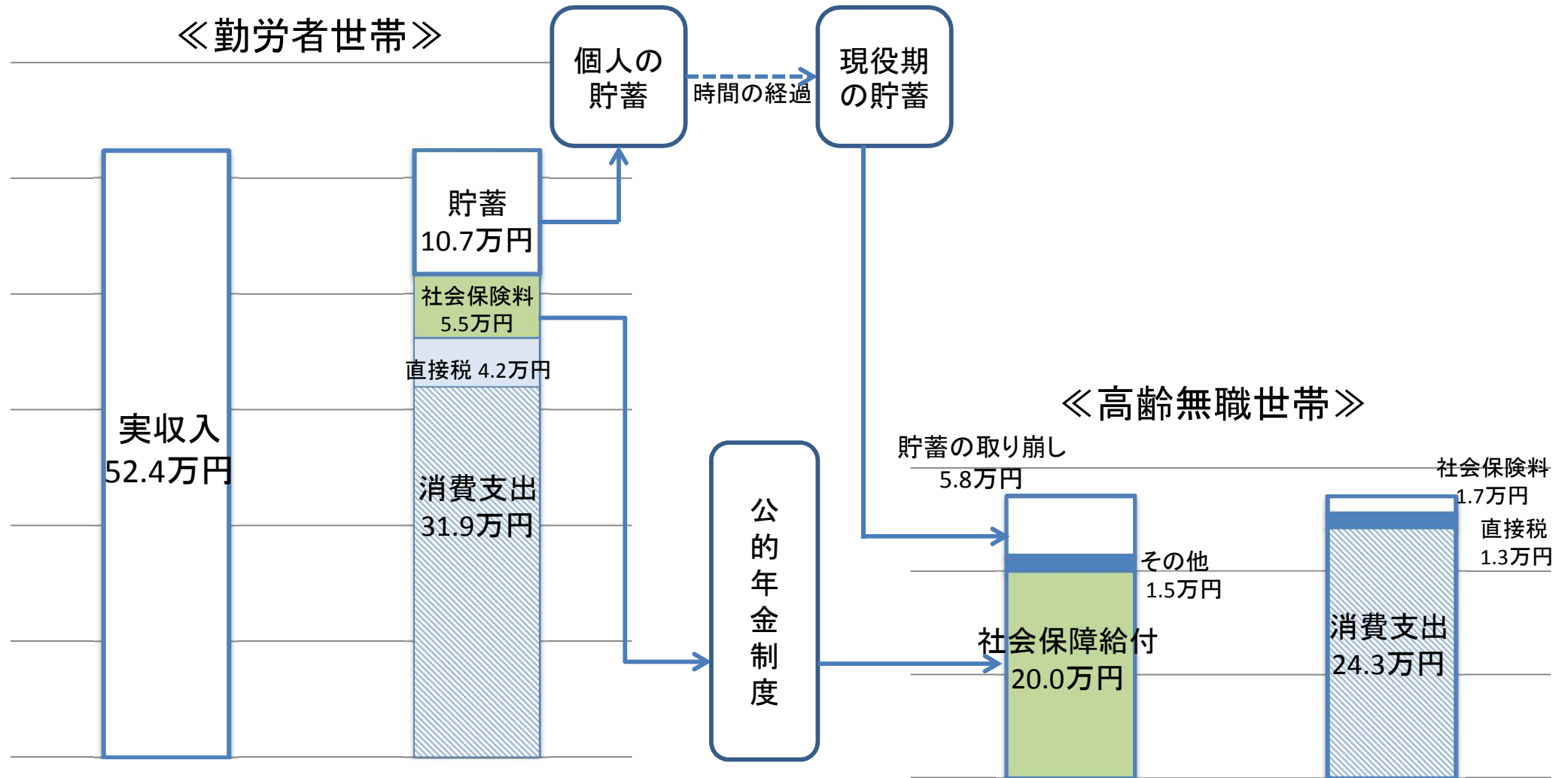
○ 社会全体の高齢化が進む中で、年金制度は一定の再分配効果を有している。



(資料) OECD "Income Study Project" の方式に沿って国立社会保障・人口問題研究所の研究が国民生活基礎調査を再計算して算出した結果に基づき作成

世代間の再分配（賦課方式を基本とした制度下での所得移転）

○ 現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式であり、現役世代から高齢世代への所得の移転が行われている。



勤労者世帯の家計収支（平均）

※2人以上の世帯のうち勤労者世帯

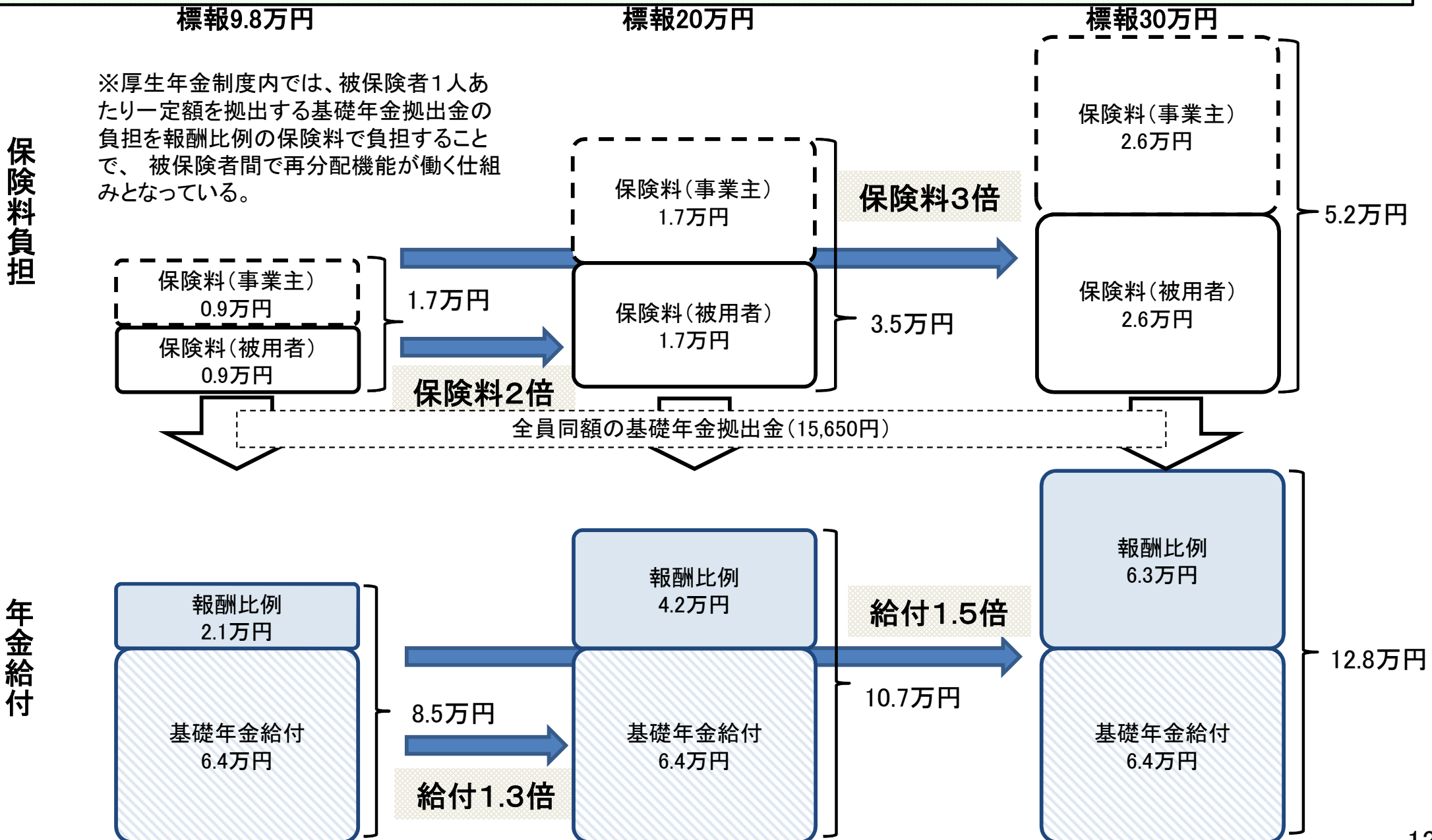
高齡夫婦無職世帯の家計収支（平均）

※夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯

（資料）総務省「家計調査」（平成25年）

世代内の再分配（定額の基礎年金給付による再分配）

○ 厚生年金制度は、保険料負担に比例する報酬比例部分に加え、全員に共通の定額の基礎年金部分を有しており、世代内（被保険者内）で再分配機能が働く仕組みとなっている。



(注) 厚生年金の保険料率は、平成26年9月～27年8月の17.474%を使用。基礎年金拠出金の額は、24年度の保険料相当の基礎年金拠出金単価(月額)を使用。給付は、40年間同じ標準報酬であったと仮定して計算。(基礎年金給付の満額は平成26年度の金額を使用)

年金制度の再分配に果たす役割に関する分析

○ 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫 編『日本の所得分配 格差拡大と政策の役割』（2006年）

（社会保障や税などの再分配政策による）所得再分配のかなりの部分は年齢階層間で起こっており、しかもその度合いが強まりつつある。これは、賦課方式的な形で運営されている社会保障制度を反映した、年齢階層間の所得移転に起因するものである。また、所得格差の縮小は高齢層で最も顕著に見られるが、これは若年層からの所得移転による平均所得の引き上げを反映したものである。そうした年齢階層間の移転を除いた、純粹な意味での年齢階層内の再分配政策の効果は極めて限定的である。

生涯所得ベースの再分配効果は（中略）、年間所得ベースに比べて極めて限定的なものになる。生涯を通じて見れば、若年時の保険料負担と高齢時の年金給付がかなりの程度相殺されるので、これは当然のことと言える。なお、生涯所得ベースで見ても再分配効果が残っているのは、定額の基礎年金の存在に拠るところが大きいはずである。

○ 小塩隆士・浦川邦夫「公的年金による世代内再分配効果」

貝塚啓明 財務省財務総合政策研究所編著『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』（2008年）

厚生年金については、支給総額を現行制度の想定する値で固定したままで支給の仕方を工夫することにより、その同一世代内の再分配効果を高めることも可能である。具体的には、①定額の基礎年金部分を生活保護基準程度に引き上げ、報酬比例部分をその分圧縮する、②基礎年金部分は現行制度のままとするが、報酬比例部分の増分を所得（標準報酬）に応じて抑制していくバンド・ポイント制度を導入する、③最低保障年金を設定するものの、一定の所得以上の受給者にはその額を引き下げるクローバック制度を導入する、という3つの代替的改革案を検討したが、いずれも2004年改正後の厚生年金より生涯所得の格差是正にある程度貢献することが確認された。

3. 高齢期の高所得者に対して税制や社会保障において適切な負担を求める対応

社会保障制度における高齢期の高所得者に適切な負担を求める取組み

【医療保険関係】

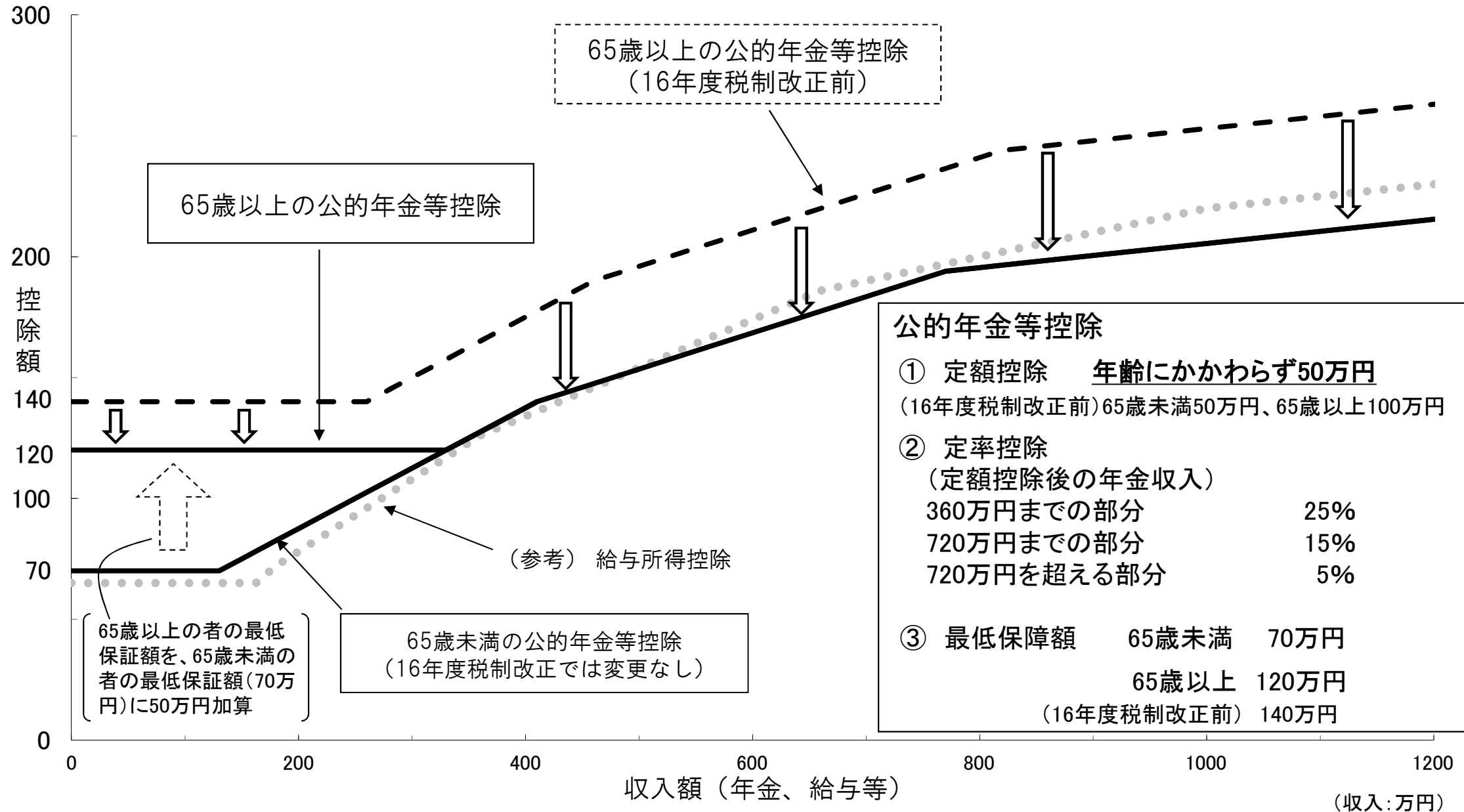
- 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料(税)の賦課限度額について、国保は77万円から81万円(後期高齢者支援金等分・介護納付金分をそれぞれ2万円)に、後期高齢者医療は55万円から57万円に、それぞれ引き上げ。(平成26年度分の保険料(税)から実施)
- 高額療養費制度の見直しとして、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する。(平成27年1月より実施予定)

【介護保険関係】

- 介護保険の第1号保険料について、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直す。(平成27年4月より実施予定)
- 一定以上所得者の利用者負担の見直しとして、相対的に負担能力のある一定以上の所得のある者の自己負担割合を2割とするとともに、医療保険の現役並み所得に相当する者の自己負担限度額(高額介護サービス費)を引き上げる。(平成27年8月より実施予定)
- 特定入所者介護(予防)サービス費の見直しとして、預貯金等を勘案することとする。(平成27年8月より順次実施予定)

公的年金等控除の仕組み

(控除額:万円)



(注) 16年度税制改正においては、公的年金等控除の見直し以外にも、65歳以上の者で合計所得金額1,000万円以下であるものに適用される
 老年者控除50万円が廃止された。

政府税調等における公的年金等控除等に関する議論

④年金所得

公的年金等については、年金制度が長期間の生活設計であることを踏まえ、拠出時、運用時、給付時を通じた、適切な課税のあり方を検討していく必要がある。

少子高齢化に伴い、年金を受給しつつ就労の機会を持つ者が増加してきており、年金以外に高額な給与を得ているケースも見受けられる。このような場合については、現行の公的年金等控除について、世代間・世代内の公平性の観点から適正化を図ることを考慮すべきである。

また、現在、公的年金等については、雑所得に分類されているが、公的年金の受給者の増加を受け、今後、年金に係る所得の重要性が増してくることや、そもそも他の雑所得とは所得計算方式が異なること等を踏まえると、独立した所得区分とすることも考えられる。

税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性 2. 個人所得課税

(5) 高齢者・年金に関する税制

高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その様子は様々であり、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある。

また、年金受給者は給与所得者に比べて、課税最低限が高いなど税制上優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保も必要である。

こうした観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。

このような年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

年金部会における高齢期の高所得者に関する議論

○小塩委員 低所得者向けの優遇措置と高所得者の年金給付の削減は、セットでやるべきだと私も思います。ただ、問題は、それを年金という狭い範囲でやれるかどうかということですね。既にここにも指摘されていますが、モラル・ハザードの問題があります。それから、カナダのクローバックも見ましても、これも全額税財源で行っている年金ですので、所得に応じた給付の調整というのは理解しやすいんですが、社会保険でこういうことができるかという点については、ちょっと私は疑問が残ります。せつかく社会保障と税を一体的に改革しましょうという枠組みが出ているわけですから、高齢者内部の所得再分配につきましても、是非、年金だけではなくて、税と組み合わせた改革が必要だということを提言してよいのではないかと思います。

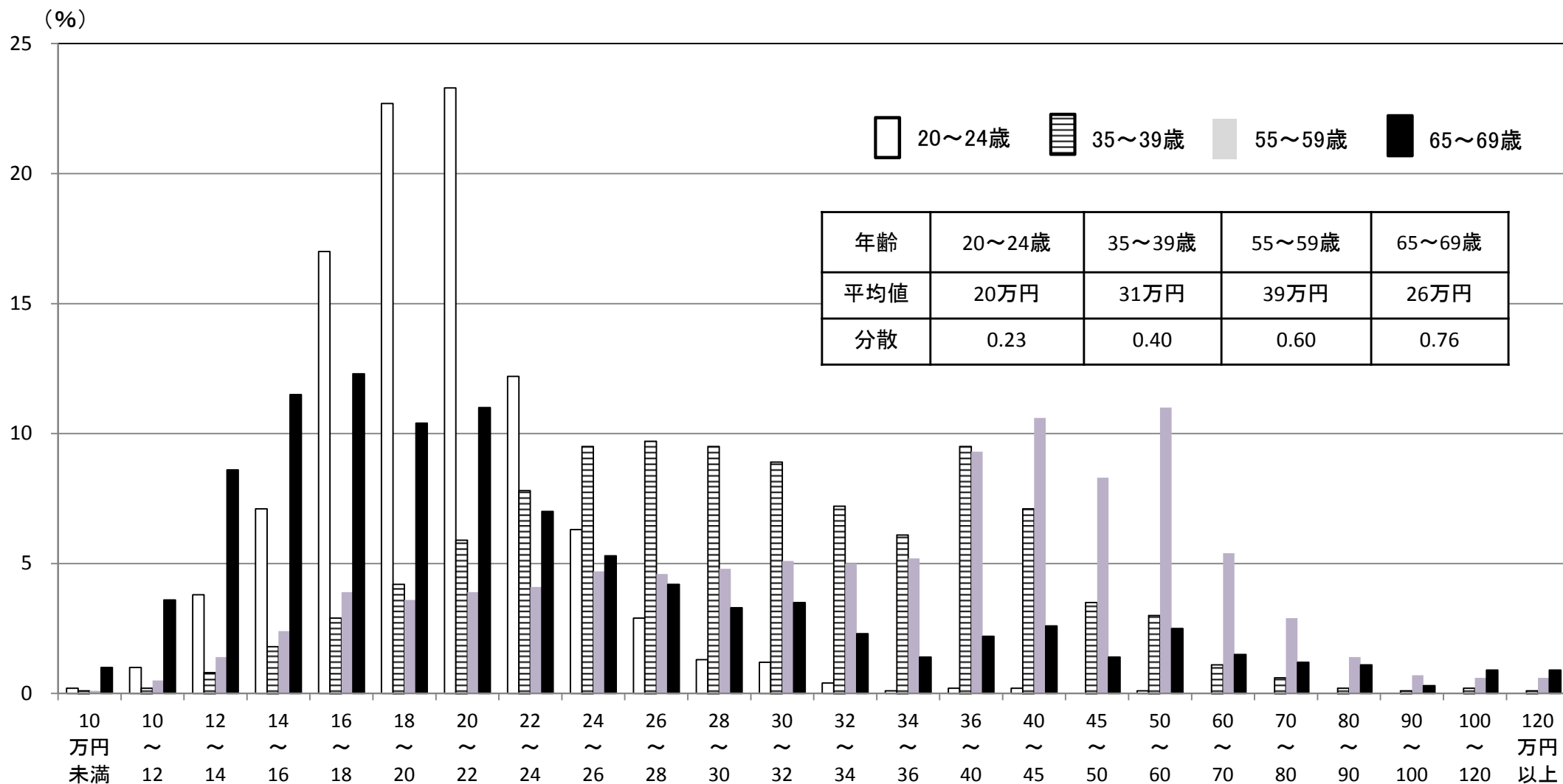
第7回社会保障審議会年金部会 議事録(平成23年12月1日)

○駒村委員 私は、いずれも今の高所得者に対する見直しは、2分2乗については、年金分割については賛成の立場をとっておりますので、ここでは反映させるべきだと思います。ただ、高所得になる、高年金になるという課題については、当然、年金課税で調整すべきであり、それが年金財政に反映されないということであれば、アメリカのように年金財政に戻すという形で、年金安定化に寄与すればいいのではないかと思います。

第5回社会保障審議会年金部会 議事録(平成23年10月31日)

高齢者(男性)の賃金の分布

○ 労働者の中では、年齢階級が高くなるとともに、賃金の散らばりが大きくなる(女性も概ね同じ傾向)。



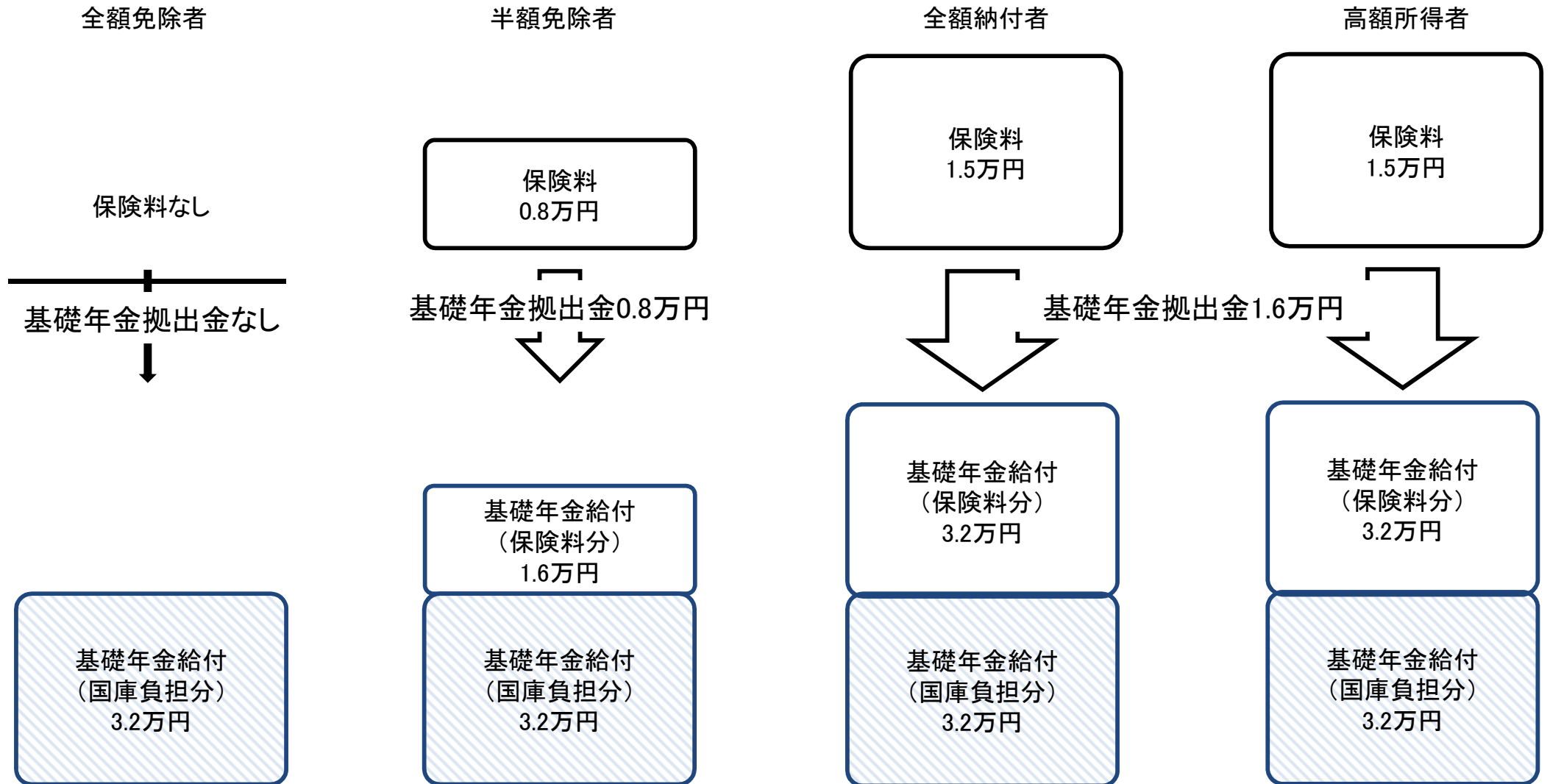
(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

(注)「賃金」:平成25年6月分の所定内給与額

4. 年金制度内部における再分配機能の強化

国民年金の構造

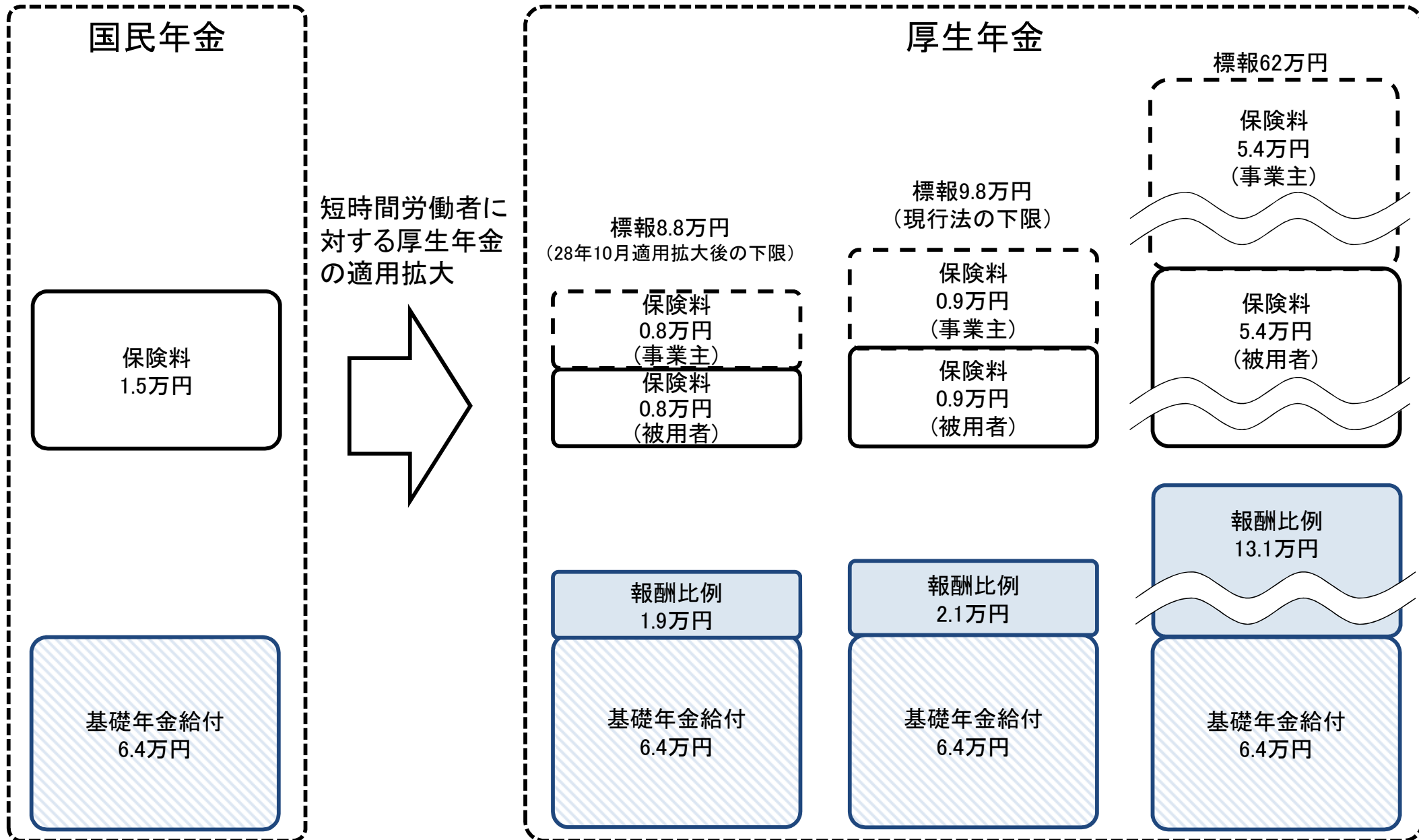
○ 国民年金(1号被保険者)は、収入の多寡にかかわらず定額の保険料を負担し定額の基礎年金給付を受ける。また、低所得者の免除制度を設けているものの全額免除者には保険料分の老齢基礎年金は給付しない(国庫負担分のみ給付)など、個人の保険料負担と年金給付が厳格に対応した制度となっており、同一世代内の再分配機能は極めて限定的である。(全員に共通の定額の基礎年金拠出金・基礎年金給付を通じて世代内(被保険者内)での再分配機能が働く厚生年金と異なる)



(注) 基礎年金拠出金の額は、24年度の保険料相当の基礎年金拠出金単価(月額)を使用。

適用拡大が世代内の再分配に与える効果

○ 短時間労働者について、世代内の再分配機能の乏しい国民年金制度ではなく、一定の所得再分配機能を有する厚生年金制度を適用することは、年金制度全体としての世代内の所得再分配効果を高める効果を有している。



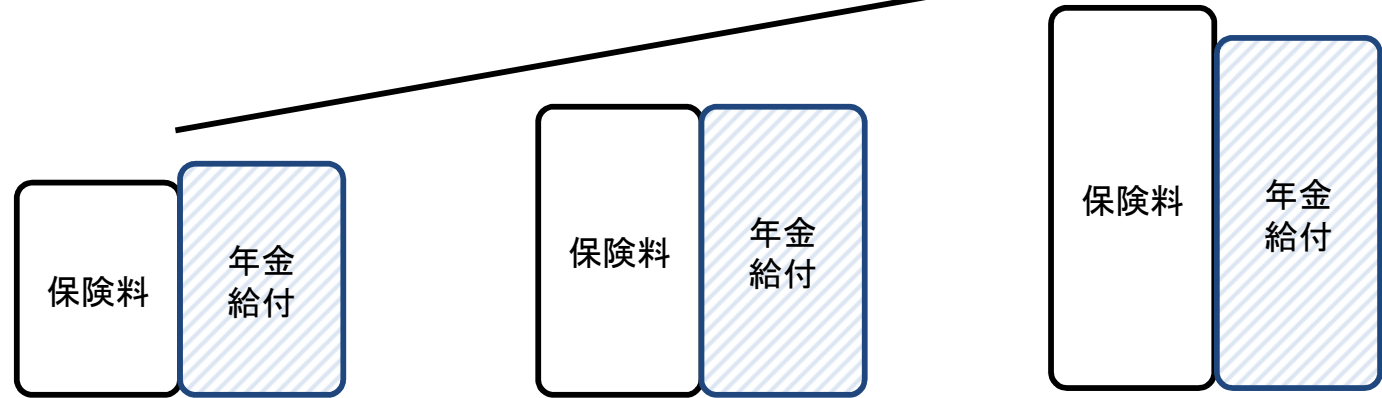
(注)厚生年金の保険料率は、平成26年9月～27年8月の17.474%を使用。給付は、40年間同じ標準報酬であったと仮定して計算。(基礎年金給付の満額は平成26年度の金額を使用)

年金制度と他の社会保険（医療・介護）との違い（イメージ）

- 他の社会保険と比べ、年金制度では給付と負担に明確な対応関係がある。
- 他の社会保険では、給付と切り離れた負担の適正化のみに関する議論が可能であるのに対し、年金制度において、給付と切り離れた負担の議論は困難。

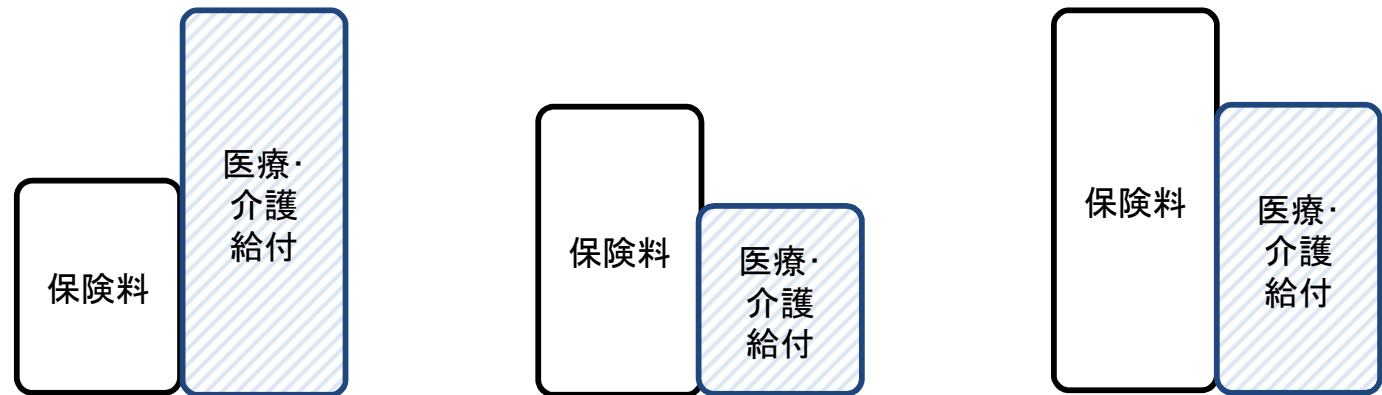
・給付と負担の対応関係が明確（保険料負担が大きい個人は年金給付も大きい）

年金（厚生年金）



・給付は、個人の医療・介護サービスのニーズに応じて決定されるため、給付の多寡と負担の多寡に論理的対応関係はない。（保険料負担が大きい個人でも医療・介護給付が小さいこともある）

医療・介護



現行の標準報酬月額の上限について

- 標準報酬月額とは、健康保険や厚生年金保険などの社会保険の保険料と年金給付額等を算出する基礎として、事務処理の正確化と迅速化を図るために、実際の報酬月額を当てはめる切りの良い額のこと。厚生年金の標準報酬月額は、98,000円～620,000円の30等級に分かれている。

(例) 実際の報酬月額が100万円である人は、62万円の標準報酬月額(上限)に該当。

- 厚生年金の標準報酬月額の上限(最高等級:62万円)は、被保険者全体の標準報酬月額の平均額(24年度末では30.6万円)の概ね2倍となるように設定されている。また、この平均額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、上限の上に等級を追加することができることとされている。

(過去の標準報酬上限の考え方)

昭和44年改正～:被保険者の約95%が上下限を除いた標準報酬月額に該当

昭和60年改正～:男子被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍

平成元年改正～:女子も含めた被保険者全体の平均標準報酬月額の概ね2倍

平成16年改正～:上記考え方を法律に規定し、政令で上限を追加することが可能に

- このように標準報酬月額に上限が設けられているのは、高額所得者および事業主の保険料負担に対する配慮および保険給付額の上での格差があまりに大きくならないようにするためとされている。

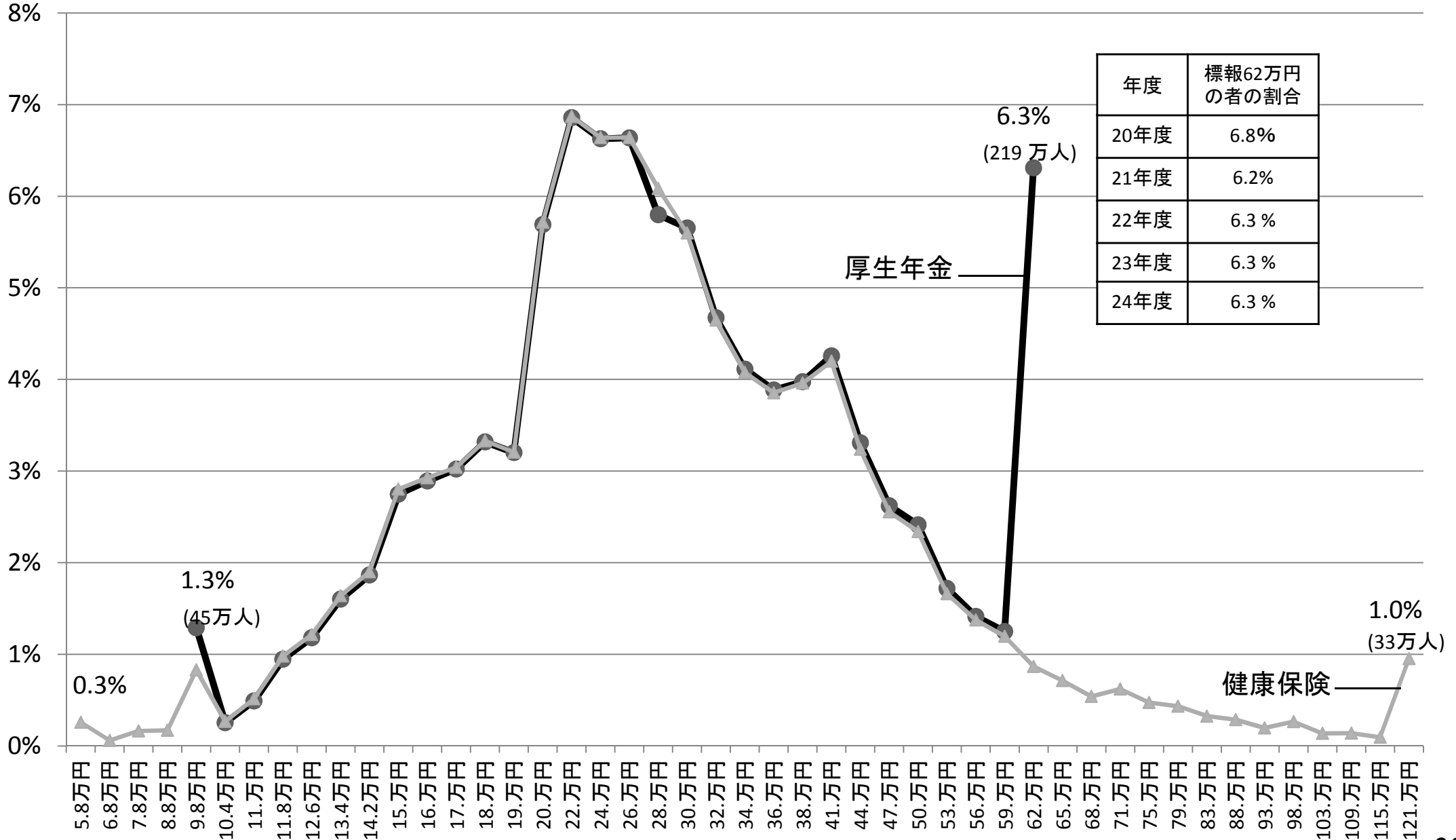
(有泉亨・中野徹雄編「全訂社会保障関係法1 厚生年金保険法」(昭和57年))

- なお、健康保険の標準報酬月額は、58,000円～1,210,000円に分かれており、標準報酬の上限に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1.5%を超え、その状態が継続すると認められる場合には、改定後の上限に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1%を下回らない範囲において、政令で等級を追加できることとなっている。

(平成18年改正で、政令による等級追加時の基準を3%→1.5%に変更、上限を98万円→121万に4等級引上げ)

標準報酬月額別の等級別分布(厚生年金、健康保険)

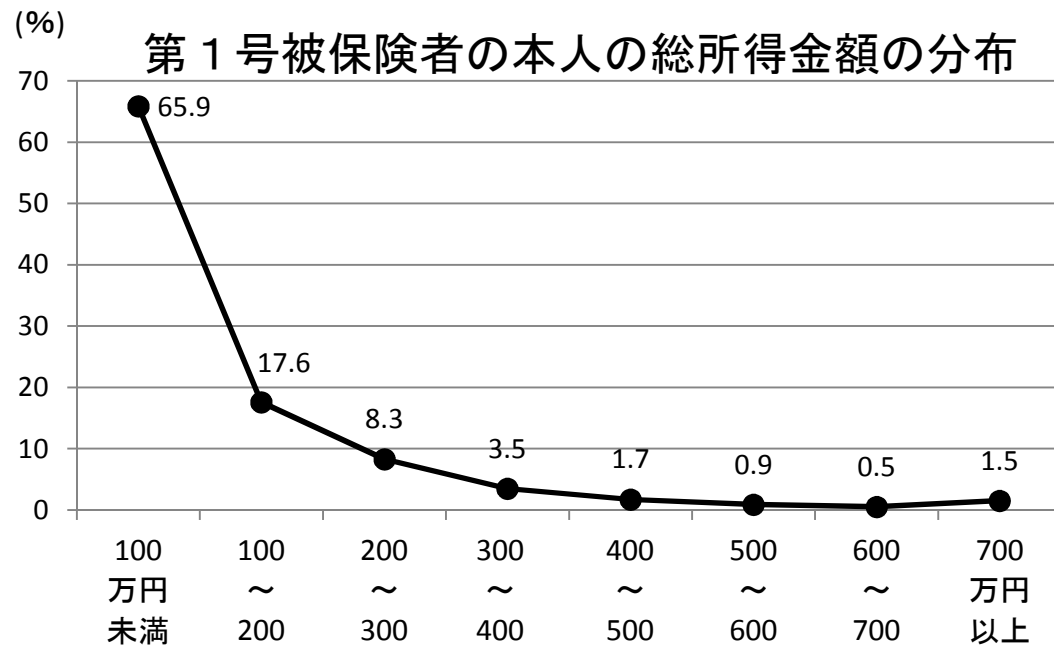
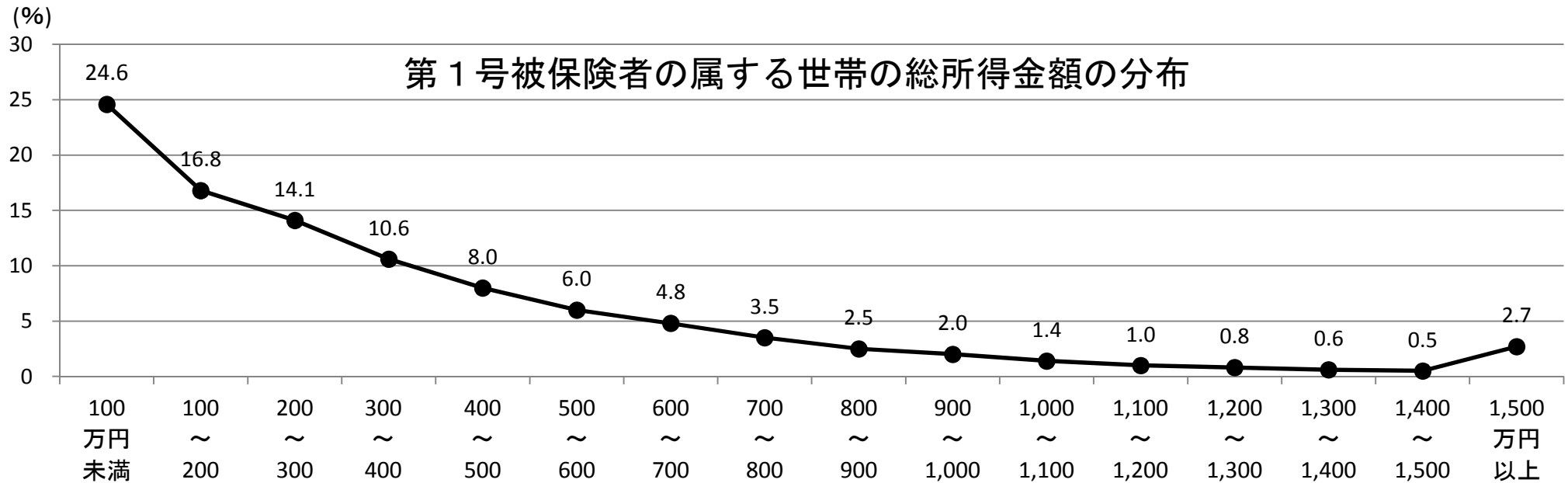
○ 標準報酬月額ごとの被保険者数分布をみると、厚生年金の被保険者約3500万人中、約220万人(約6.3%)が上限の62万円に該当し、その下の等級と比べて多くの被保険者が該当。近年は標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合は6～7%で推移。



(資料)厚生労働省年金局「事業年報」(平成24年度)、厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」(平成24年度)をもとに作成

第1号被保険者の総所得金額の分布

○ 経費等の控除後の総所得金額ベースで見ても、定額保険料を負担する第1号被保険者(の属する世帯)の中には高所得者が一定数存在。



(資料)厚生労働省年金局「国民年金被保険者実態調査報告」(平成23年)
 (注1)「総所得金額」は、平成23年度の市区町村民税課税台帳の総所得金額(平成22年所得)に基づいている。収入金額から必要経費(売上原価、減価償却費等)、給与所得控除額等を除いたもの。
 (注2)世帯の総所得金額が不詳の者を除く。
 (注3)岩手県、宮城県及び福島県を除く。

主要国の保険料の賦課上限と給付への反映の方法

○ 保険料の全部又は一部について賦課上限がない国(イギリス・フランス・スウェーデン)も存在。これらの国でも、給付額の算定に反映される賃金・所得には一定の上限を設けている。

		アメリカ (2014年・後述)	イギリス (2014年・後述)	ドイツ (2014年)	フランス (2014年)	スウェーデン (2014年)
保険料賦課	保険料率等	被用者(対賃金):12.4% (労使折半) 自営業者(対所得):12.4%	被用者(対賃金): ・25.8%(本人12.0% 事業主13.8%) (週£153~805(¥2.6~13.8万)の部分) ・15.8%(本人2.0% 事業主13.8%) (週£805を超える部分) 自営業者(対所得): ・定額部分(Class 2 保険料) £2.75(¥473)/週 ・所得比例部分(Class 4 保険料) 9%(年£7,956~41,865 (¥137~720万)の部分) 2%(年£41,865を超える分)	【一般年金保険】 被用者(対賃金):18.9% (労使折半) (月£850(¥11.6万)以上の者) ※£850未満の者については 労使負担割合等の特例 自営業者(対所得):18.9%	【一般制度】 被用者(対賃金): ・17.25% (本人7.05% 事業主10.2%) (月£3,129(¥42.9万)以下の部分) ・2.00% (本人0.25% 事業主1.75%) (月£3,129を超える部分)	被用者(対賃金):17.21% (本人:7.0%、事業主:10.21%) 自営業者(対所得): ・17.21% (年459,183SEK(¥689万)以下の部分) ・10.21% (年459,183SEKを超える部分)
	上限額	被用者(本人・事業主) 及び自営業者: 年\$117,000(¥1,205万)	被用者(本人・事業主): <u>なし</u> 自営業者: <u>なし</u>	被用者(本人・事業主) 及び自営業者: 年€71,400 (¥978万) (旧東独: €60,000(¥822万))	被用者(本人・事業主): <u>なし</u>	被用者(本人): 年459,183 SEK(¥689万) 被用者(事業主): <u>なし</u> 自営業者: <u>なし</u>
給付への反映		被用者・自営業者: 年金額の算出に用いる 平均賃金月額(AIME)に 反映されるのは、保険料 賦課上限額(年\$117,000) までの賃金及び所得	被用者: 年金額に 反映されるのは、 週£770(¥13万)までの賃金 自営業者: 所得比例部分の Class 4 保険料 は給付に反映されない	被用者・自営業者: 年金額の算出に用いる 年金ポイントに 反映され るのは、保険料賦課上限 額(年€71,400)までの賃 金及び所得	被用者: 年金額の算出に用いる 基準賃金額に 反映される のは、月€3,129までの賃金	被用者・自営業者: 年金額に 反映される のは、年459,183 SEKまでの 賃金及び所得

(資料) ・ Social Security Programs Throughout the World ・ 各国政府HP ・ 年金と経済 (2012.4 Vol.31) ほか
※換算レートは2014年10月中に適用される外国為替相場 (1米ドル=103円/1ポンド=172円/1ユーロ=137円/1クローネ=15円) による。

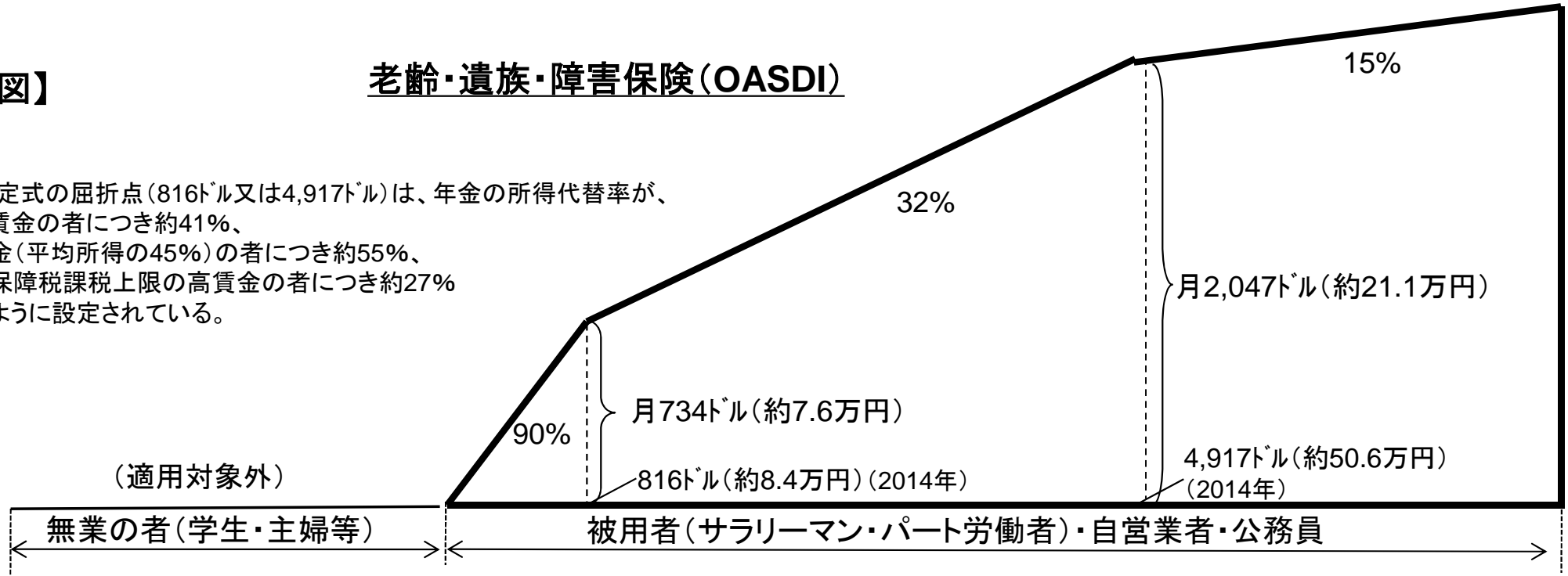
アメリカのベンドポイントの仕組み

○ 日本の基礎年金に相当する定額の給付が存在しないアメリカの年金制度においては、再分配効果を高めるため、年金額の算定基礎となる平均賃金が高い場合に、給付率を減少させる仕組み(ベンドポイント)を設けている。

【概念図】

老齢・遺族・障害保険(OASDI)

※ 給付算定式の屈折点(816ドル又は4,917ドル)は、年金の所得代替率が、
 平均賃金の者につき約41%、
 低賃金(平均所得の45%)の者につき約55%、
 社会保障税課税上限の高賃金の者につき約27%
 になるように設定されている。



対象者	被用者及び所得400ドル(約4.1万円)以上の自営業者 ※ 年金支給の根拠となる保険料記録(四半期単位)は、年1,200ドル(約124万円)の賃金及び所得ごとに行われる。
保険料率	被用者:12.4%(労:6.2%、使:6.2%) 自営業者:12.4%
最低加入期間	40加入四半期(10年相当)
支給開始年齢	66歳(2027年までに67歳に引上げ)
国庫負担	通常国庫負担は行われぬ。 ※ 2011・2012年は一時的な特別措置として保険料率が2%引き下げられたため、不足分を補うために国庫負担が行われた。

(年金額算定式)
基本年金(PIA)=0.9A+0.32B+0.15C (月額)

A: スライド済平均賃金月額(AIME)の816ドル(約8.4万円)までの分
 B: AIMEの816ドル(約8.4万円)超4,917ドル(約50.6万円)までの分
 C: AIMEの4,917ドル(約50.6万円)超の分
 (AIME: 最も高い35年間分の賃金スライド後の平均賃金
 保険料納付実績が35年未満の場合、足りない期間分は所得ゼロとして計算)

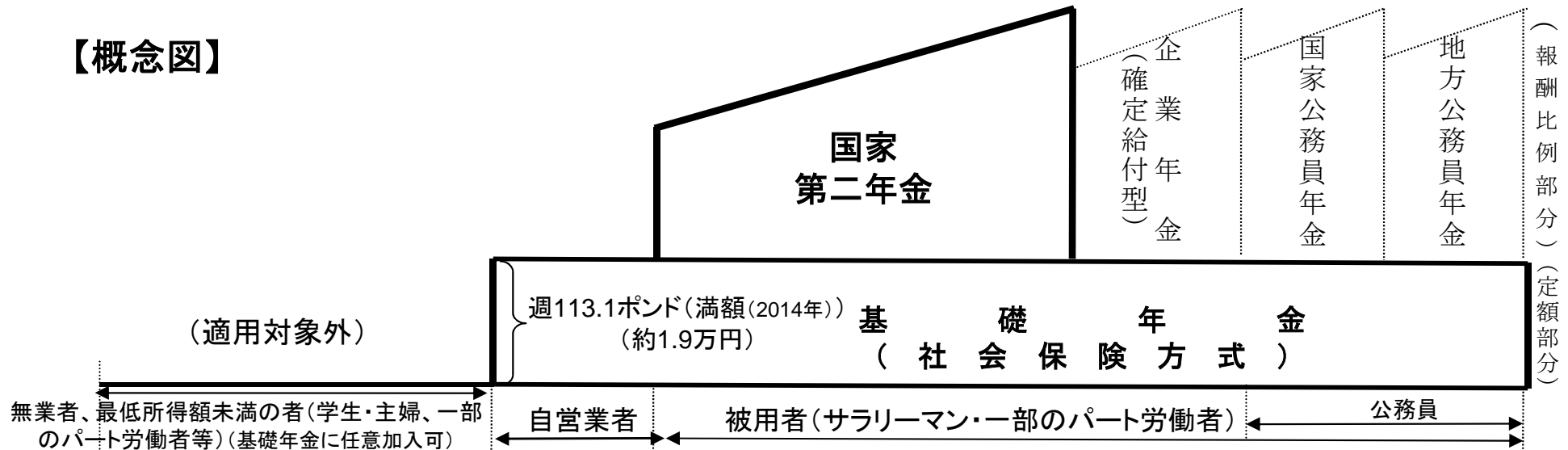
※換算レートは2014年10月中に適用される外国為替相場(1米ドル=103円)による。

イギリスの年金制度

○ イギリスでは、負担と給付の関連を弱め、所得再分配効果を高める改革が行われている。

- ・1985年： 事業主の保険料負担10.45%（当時）の賦課上限の撤廃（給付には反映されない）
- ・2000年： 自営業者のClass4保険料（定率）の料率の引上げ（6%→7%）、賦課対象の拡大（£7,530～26,000→£4,385～27,820）とともに、Class2保険料（定額）の引下げ（週£6.55→週£2.00）（自営業者に対する給付は定額、Class4保険料は給付には反映されない）
- ・2003年： 自営業者のClass4保険料（定率）の料率を引き上げる（7%→9%）とともに、1%（当時）について賦課上限を撤廃。
- ・2014年： 同年5月に成立した年金法により、2016年4月以降に受給開始する者について、現行の二階建て年金（定額の基礎年金と報酬比例の国家第二年金等）を定額の一層型の年金（Single-tier Pension）に再編。

【概念図】



対象者	週153ポンド（約26万円）以上の賃金がある被用者及び年5,885ポンド（約101万円）以上の所得がある自営業者
保険料率	被用者（対賃金）：25.8%（本人：12.0% 事業主：13.8%）（週£153～週£805の部分） 15.8%（本人：2.0% 事業主：13.8%）（週£805を超える部分） 自営業者（対所得）：定額部分（Class2保険料） 275ポンド（約473円）／週 所得比例部分（Class4保険料） 9%（年£7,956～£41,865（¥137万～¥720万）の部分） 2%（年£41,865（¥720万）を超える部分）
最低加入期間	なし
支給開始年齢	男性：65歳、女性：62歳5か月（2014年末） ※ 段階的に引上げ中
国庫負担	原則なし

（年金額算定式）（2014年）

①基礎年金（単身）

113.1ポンド（約1.9万円）（週額、満額）

※満額受給に必要な年数は、男女ともに30年。30年に満たない場合は、期間に応じて減額される。

②国家第二年金（S2P）

92ポンド（定額、約1.6万円） + 0.1A/44

A：一年度の所得のうち、15,100ポンド（約260万円）超
40,040ポンド（約689万円）以下の部分

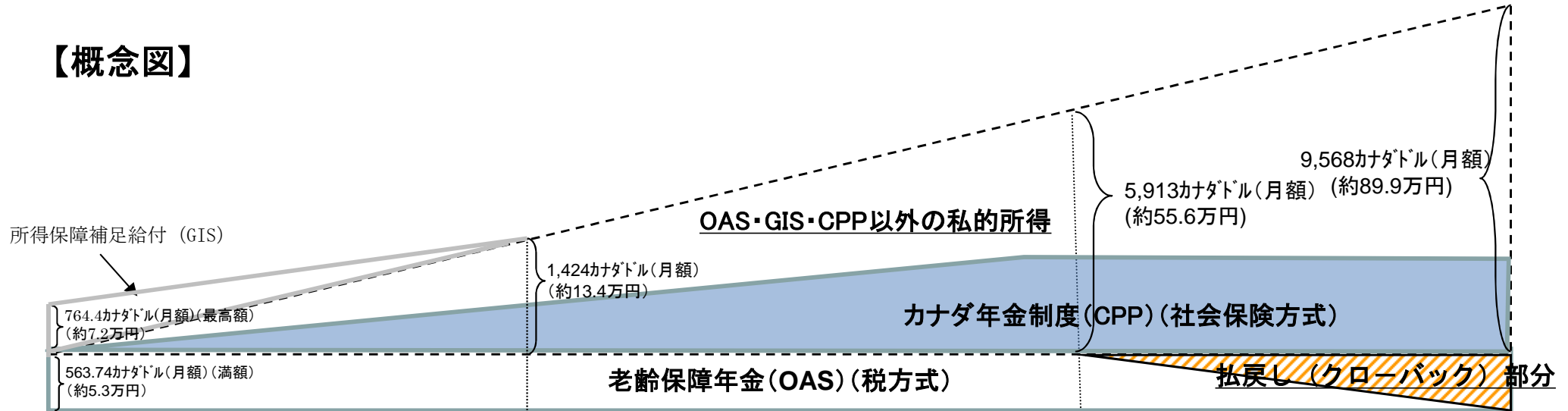
※2014年度以降の一年度分の所得（再評価後）に対応する年金額の算定式。各年度分を積算した額が実際の額（年額）。

※換算レートは2014年10月中に適用される外国為替相場（1ポンド＝172円）による。

カナダのクローバックの仕組み

- カナダの老齢保障年金（OAS）は、全額税財源により支給される年金制度であるが、受給者のうち、OAS以外の所得額が一定額（月額5,913カナダドル（約55.6万円））を超える場合は、所得額のうち当該一定額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す（実際には、翌年7月から翌々年6月のOASの給付から控除する）制度があり、クローバックと呼ばれている。

【概念図】



- ・ **OASの払戻し（クローバック）** …カナダ老齢保障年金（OAS）の受給者であって、OAS以外の所得額が一定額（月額5,913カナダドル（約55.6万円））を超える場合は、当該所得額のうち一定額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す。

※ 所得保障補足給付（GIS） …カナダに居住する老齢保障年金（OAS）の受給者であって、低所得の者に対する税財源の所得保障給付

対象者	(老齢保障年金) 全居住者 (カナダ年金制度) 被用者又は自営業者のうち、18歳以上70歳未満の者であって、年額3,500カナダドル(約32.9万円)以上の所得のあるもの(3,500～52,500カナダドル(493.5万円)の部分に賦課)
保険料率	(老齢保障年金) 税方式 (カナダ年金制度)被用者:9.9%(労使折半)、自営業者:9.9%
最低加入期間	(老齢保障年金) 18歳到達後10年居住 (カナダ年金制度) なし
支給開始年齢	(老齢保障年金・カナダ年金制度) 65歳
国庫負担	老齢保障年金の給付額

(年金額算定式) (2014年)

①老齢保障年金(OAS)(単身)

563.74カナダドル(約5.3万円)(月額、満額)(2014年10月)

※満額受給に必要な居住年数は40年。40年に満たない場合は、期間に応じて減額される。

②カナダ年金制度(CPP)

保険料拠出対象期間の平均月額所得 × 25%

※保険料拠出対象期間は、18歳から年金請求時又は70歳の早い方までの期間。最も所得の低い17%相当の期間(8年が上限)は算定対象から除かれる。

※最高額1,038.33カナダドル(約9.8万円)(月額)

※ 換算レートは2014年10月中に適用される外国為替相場(1カナダドル=94円)による。

主要国における年金受給中に在職している場合の年金給付の取扱い

- 主要国には、特に満額支給開始年齢後は、収入額によって年金給付額を減額する仕組みが存在しない。
 (満額支給開始年齢前は、繰上げ支給制度のないイギリスを除き、収入額によって年金給付額を減額する仕組みが存在)

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
年金受給中に在職している場合の老齢年金の取扱い	(満額)支給開始年齢前(繰上げ支給時)	年金支給開始年齢(66歳)となる前年までは年収15,480ドル(約159万円)を超える部分について就労収入2ドルにつき1ドルが減額。 年金支給開始年齢(66歳)となる日の属する年で、当該日の前の期間については年収41,400ドル(約426万円)を超える部分について就労収入3ドルにつき1ドルが減額。(年収基準額は2014年)	/	賃金月額450ユーロ(約6万2千円)を超える者の年金給付は、賃金月額に応じ満額年金の2/3、1/2、1/3へ減額される。	65歳以上の労働者と満額年金の受給権を有する60歳以上の労働者は、労働収入に関係なく、満額年金が支給される。 ※年齢は引上げ中。 上記の条件を満たさない場合、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超える場合、年金額は減額される。 ※2007年1月から引退直前の賃金が低水準な者については年金額と賃金額の合計額が最低賃金(SMIC)の1.6倍まで就労しても年金額が減額されなくなった。	(60~65歳) 賃金(ボーナス込み月収)と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止。 賃金(ボーナス込む月収)が46万を超える場合には、賃金が増加した分だけ年金を停止。
	(満額)支給開始年齢後	在職していても年金額は減額されない。 ※1999年以前は(満額)支給開始年齢から69歳までの年金受給者が就労した際、年金額が減額されていたが、2000年1月に廃止。	在職していても年金額は減額されない。	在職していても年金額は減額されない。		(65歳以上) 老齢基礎年金 在職していても年金額は減額されない。 老齢厚生年金 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が46万を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止

(資料)・「データブック国際労働比較2014」(独立行政法人労働政策研究・研修機構) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2012 / The Americas,2013

・ The Mutual Information System on Social Protection ・「2005~2006年海外情勢報告」(厚生労働省2007年3月) ・「海外労働情報」(独立行政法人労働政策研究・研修機構2013年1月) ほか

※換算レートは2014年10月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=103円/1ユーロ=137円)による。

年金部会における再分配機能の強化に関する議論

9. 標準報酬月額の上限の見直し

○ こうしたことから、標準報酬の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った保険料の負担をしてもらうため、現行の標準報酬の上限を超えた分についても特別に保険料負担を求めることを検討すべきである。

○ ただし、新たに負担を求めることとした保険料について、現行の算定式の下で給付に反映させた場合には、現役時代の所得格差を年金支給にそのまま持ち込むこととなり、過剰給付との指摘を招くおそれがあるため、米国の公的年金のように給付への反映の仕方に一定の工夫が必要であると考えられる。

○ なお、現状でも高所得者は負担した保険料に対して低い水準の年金しか受け取ることができないことから、標準報酬月額の上限の見直しを行うことについては、慎重に検討すべきとの意見があった。

社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理 一年金制度の将来的な見直しに向けて」(平成20年11月17日)

○菊池委員 医療保険と違いまして、拠出と給付を分断させるのは適切ではありませんので、保険料支払額が増えればそれなりに給付にも反映させる必要はあると思われるわけです。より再分配効果を働かせるという意味では、アメリカ型のバンドポイント制もまったくあり得ない選択肢ではないように思われます。ただ、アメリカの公的年金というのは1階建ての制度でありまして、標準的な所得代替率、給付水準も日本よりは低いのではないかと思います。報酬比例ですが、言ってみれば、報酬比例の基礎年金制度のような性格のものだと私は理解しています。その意味で日本の厚生年金と必ずしも性格を同じくしない面があると思っております。しかしながら、それを勘案しましても、より再分配効果を働かせる必要があるという考えに立てば、我が国にもアメリカ型のシステムを導入することは、まったくあり得ない話ではないのではないかと思っております。

第5回社会保障審議会年金部会 議事録(平成23年10月31日)

検討に当たっての論点

① 高齢期の高所得者に対しては、年金給付も含めた所得全体について、税制や社会保障において適正な負担を求めることで対応すること

② 事前の備えとしての年金制度内部において、再分配機能を強化すること及びその対応策

- 世代内の再分配機能の乏しい国民年金の対象をできるだけ限定し、一定の再分配機能を有する厚生年金体系に組み込んでいくこと(適用拡大)の重要性
- 高所得被保険者の給付と負担の設計の在り方